

富里市福祉センター指定管理者候補者選定基準

1 趣旨

この基準は、富里市福祉センター指定管理者候補者選定に係る公募による応募者のうちから、富里市にとって最も有益な応募者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 審査方法及び選定

応募者が提出した事業計画書等応募書類の内容及びプレゼンテーションの内容について、別紙評価票に基づき、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、得点が最も高い応募者を、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）として選定する（「(2)最低基準点」に定める最低基準点未満の応募者を除く）。

(1) 審査方法

審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

プレゼンテーションにおける応募者の持ち時間は20分以内とし、ヒアリングとして10分程度の時間を設けるものとする。

選定委員会は、応募者の応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙評価票に基づき審査を行う。

(2) 最低基準点

配点（満点）の6割以上を最低基準点とする。

(3) 応募者が1団体又はいない場合

応募者が1団体のみの場合、審査の結果において得点が最低基準点以上であるときは、当該応募者を指定管理者候補者として選定する。なお、最低基準点に満たない場合又は応募者がいない場合は、改めて公募を実施するものとする。

(4) 最高得点者が複数となった場合

最高得点者が複数となった場合には、くじ引きにより候補者を決定するものとする。

(5) 評価点

ア 審査項目アからカまでの評価の段階及び各段階の配点は以下のとおりとする。

段階	提案の審査	配点		
		20点	15点	10点
A	非常に優れた提案	20点	15点	10点
B	優れた提案	16点	12点	8点
C	標準的な提案	12点	9点	6点
D	やや低い提案	8点	6点	4点
E	低い水準の提案	4点	3点	2点

イ 審査項目キの評価の段階及び各段階の配点は以下のとおりとする。

段階	提案の審査	配点
A	5か年の指定管理料合計が、上限額の90%未満	20点
B	5か年の指定管理料合計が、上限額の95%未満	16点
C	5か年の指定管理料合計が、上限額以内	12点

選定基準（条例規定事項）	審査項目		配点
1 事業計画に基づく運営が、正当な理由がない限り市民が公の施設を利用することを拒まないものであること及び市民が公の施設を利用することについて不当な差別的扱いをしないものであること	ア 管理運営に当たっての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設を管理するに相応しい組織としての理念、姿勢が示されているか。 ・福祉センター設置管理条例に規定する業務について、施設の設置目的に寄与する提案がなされているか。 ・施設の設置目的と提案された管理運営方針が合致しているか。 	20点
2 事業計画の内容が、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること	イ 利用者サービスの向上及び検証方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要望を把握し、サービスの向上に反映するための方策は具体的かつ実現性が高いものか。 	15点
	ウ 施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用を促進させる方策がとられているか。 	10点
3 当該指定管理者の指定の申請をした団体が、事業計画に基づく運営を適正かつ確実に実施するに足りる物的能力及び人的能力を有するものであること	エ 経営の安定性と継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的、継続的に運営ができる財務状況か。 	10点
	オ 緊急時・苦情処理の体制（危機管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災及び防犯体制、苦情処理の体制は適切か。 	15点
	カ 施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営実績があるか。 ・施設を管理運営した経験を有する者がいるか。 	10点
	キ 経費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画との整合性は図ることができているか。 	20点
合 計			100点